

千葉市民生委員推薦準備会要綱

(設置)

第1条 民生委員は、千葉市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）が市長に推薦した者について、市長が千葉市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の意見を聴いて厚生労働大臣に推薦し、これを委嘱するものであるが、市の区域が広大なため、推薦会自体では候補者の適否を十分知ることが困難であるので、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）の区域ごとに民生委員推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(委員の委嘱)

第2条 準備会委員は、市長が委嘱する。

(準備会の組織)

第3条 準備会は、民児協の区域を単位として、それぞれ1を設置し、次の4人で構成する。ただし、特に市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該民児協の会長若しくは副会長又は会長の推薦する民生委員
 - (2) 社会福祉関係団体の代表として、当該民児協の区域を主たる区域とする千葉市社会福祉協議会地区部会の部会長若しくは副部会長又は千葉市社会福祉協議会会長が会員のうちから推薦する者
 - (3) 教育に関係のある者として、当該民児協の区域の中学校長又は小学校長
 - (4) 学識経験のある者として、当該民児協の区域を主たる区域とする地区町内自治会連絡協議会の会長若しくは副会長等の役員又は地区町内自治会連絡協議会会長の推薦する者
- 2 委員のうち3人以上は民生委員であってはならない。
 - 3 推薦会及び審査専門分科会の委員は、準備会委員となることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第5条 委員が次の各号の一に該当する場合は、任期中であっても市長はこれを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合
- (3) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) 委員が第3条第1項の各号に掲げる資格を失った場合

(準備会の運営)

第6条 準備会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長の任期は、準備会において定める。
- 3 委員長は会務を総理し、準備会を代表する。
- 4 準備会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 5 準備会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 6 準備会は、自主的に運営されるとともに、人選にあたっては市が定めた具体的な推薦基準に従い、かつ、適格性を調査するに足る資料に基づいて民生委員候補者を選出し、推薦会に推薦する。
- 7 準備会は非公開とし、委員は、議事に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 準備会の庶務は、各区高齢障害支援課において処理する。

(表決)

第7条 準備会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

- 2 準備会の議事において、議長は、委員として表決に加わる権利を有しない。
- 3 準備会の議事において、委員が賛否を表明しないとき、及び賛否が明らかでないときは、否とみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は昭和53年7月1日施行し、既に委嘱されている委員については従前どおりとする。

附 則

この要綱は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。